

「平成28年熊本地震」で被災された皆さまへの特別お取扱いについて

このたびの「平成28年熊本地震」により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

一日も早く復旧されますよう心よりお祈り申し上げます。

三井住友海上あいおい生命保険株式会社（社長 丹保 人重）では、このたびの地震により災害救助法が適用された地域（熊本県内全45市町村）で被災されたお客さまを対象に、下記のとおり特別お取扱いを実施いたします。

記

1. 新規の契約者貸付に関する特別お取扱い

(1) 特別金利の適用（契約者貸付利息の免除）

新規の契約者貸付につきまして、以下のとおり貸付利息を免除いたします。

対象のご契約者	災害救助法適用地域（※）の被災のご契約者さま
貸付利率	年利 0.0% (現行：保険種類・契約日に応じて年1.80%～3.75%)
貸付金額の上限	上限なし（ただし、解約返戻金の一定割合以内）
上記利率適用期間	2016年10月31日まで (災害救助法適用日（2016年4月14日）より遡及適用)
受付期間	2016年6月30日まで

(※) 「平成28年熊本地震」に係る災害救助法の適用地域。

(2) 契約者貸付における電話手続

災害救助法適用地域の被災のご契約者さまについては、2016年6月30日まで契約者貸付のご利用実績にかかわらず、お電話でお手続きを承ります（法人のご契約者さまを除きます）。請求書類等のご提出が不要となりますので、より簡便・スピーディに契約者貸付をご利用いただけます。

なお、すでに契約者貸付のご利用実績があるご契約者さまへの追加貸付については、従来よりお電話でお手続きを承っております（法人のご契約者さまを除きます）。

2. 入院給付金のお支払いに関する特別お取扱い

(1) 今回の地震によりケガで入院された場合

給付金請求に必要な診断書のお取寄せができない場合は、病院または診療所の発行した領収証、診療明細書等をご提出いただくことで入院給付金をお支払いいたします。

ケガをされ入院が必要となったものの、病院、被災地等の事情により一定期間経過後に入院された場合は、お申し出をいただくことにより、ケガをした日から入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

(2) 今回の地震により必要な入院治療を受けられなかった場合（ケガ、病気を含む）

本来入院による治療が必要であったものの、病院が満床である等の理由により、入院が開始できず自宅、避難所等で療養された場合や、当初の予定より早い退院を余儀なくされた場合は、本来必要な入院期間について医師の証明書等をご提出いただくことで、当該期間についても入院されたものとして、入院給付金をお支払いいたします。

3. 保険料払込猶予期間の延長に関する特別お取扱い

(1) 新たなお取扱い

災害救助法適用地域の被災のご契約者さまを対象に、災害救助法適用日（2016年4月14日）以降に、保険料の払込みができずに失効するご契約につきましては、ご契約者さまのお申し出がなくても保険料の払込みを猶予する期間を延長し、2016年10月31日までご契約を失効させないお取扱いをいたします。

(2) 実施中のお取扱い

資金不足等による保険料の口座振替不能などの場合に保険料の払込みを猶予する期間は、通常、翌月末（月払契約）、翌々月の契約応当日（年・半年払契約）までとしておりますが、お申し出によりこの払込猶予期間を、最長6か月（2016年10月31日）まで延長いたしております。

4. お問い合わせ窓口

熊本地震災害専用ダイヤル	電話番号：0120-321-904
<受付時間> 月～金	9：00～20：00
土・日・祝日	9：00～18：00
お客さまサービスセンター	電話番号：0120-324-386
<受付時間> 月～金	9：00～18：00
土	9：00～17：00（日・祝日年末年始を除く）

※携帯電話からでもご利用いただけます。